

共同募金配分金を活用した福祉事業等補助金募集 Q&A

<は一とふる補助>

Q1. 申請額の上限はあるのですか？

「は一とふる補助」の上限は、20万円と設定しています。

Q2. 県や市の補助金を受けている場合は申請できないのですか？

「は一とふる補助」は、申請団体が地域福祉推進のために取り組む活動費（運営費）に対しても、団体が企画する事業に係る経費に対しても対応します。

県や市の補助金を受けている場合、原則的には申請できませんが、こうした公費の補助が充当されていない事業、あるいは団体の運営に対して公費補助が充当されていない場合においては、申請することができます。

Q3. 3年目の申請はできないのですか？

「は一とふる補助」は、単年度申請で最大2か年の補助としています。

「は一とふる補助」は、新たな取組みへの支援を主な目的としており、期間を区切った中で、支援を行います。

ただし、この期間が終了しても、活動を継続していくために補助が必要な場合、「一般補助」へ申請することができます。継続した支援が必要な場合は、事務局へご相談ください。

Q4. どんな活動に使えますか？

基本的に新たな事業に対して支援を行うこととしていますが、地域交流の場づくりや地域での支え合いと連携の仕組みづくりのほか、会員を確保するために必要な事業や広報事業などにも活用できます。

Q5. 申請金額に対し、補助金はなぜ80%までしかできないのですか？

全国的な補助制度の状況を考慮し、原則として上限を対象経費の80%としています。

これは、事業費全額を共同募金に頼るのではなく、いづらかでも他からの支援や自主財源を含めたところで継続的・安定的な事業運営を行ってほしいとの考え方に基づいています。

Q6. 事業の実施が困難な場合には事業変更申請があるが、変更して構わないのか？

天変地異や災害など特別な理由がない限り、計画に沿った事業の実施をお願いしています。

今までの例ですと、インフルエンザや新型コロナウイルス等の流行で計画していた行事を中止する事例がありました。また、熊本地震の発生で変更した例もあります。

やむを得ない場合は、変更理由を明確にした上で、事前の変更申請が必要です。事業変更を検討される場合は、まずは事務局にご相談ください。

なお、事業を実施されなかった場合は、補助金の返還をしていただくことになります。

Q7. この補助金の決定後、他の補助金決定の通知があった場合、どうすればいいのですか？

他の補助金の決定など、大きな事業計画の変更が見込まれる場合には、事務局への報告と相談をお願いします。

仮に、事業費や運営費に重複して公的な補助金が受けられることとなった場合などは、申請団体より、どちらか一方を選択していただくこととなります。

Q8. 今年、団体を設立しました。はとふる補助を申請しようとしたら募集期間が過ぎていました。来年まで待つしかないですか？

まずは事務局にご相談ください。

設立して1年目の団体で、久留米市社会福祉協議会から補助を受けたことのない団体であれば、「団体設立補助」への申請が可能です。

「団体設立補助」は、団体の設立時に係る費用に対して補助を行います。これは、1回きりの補助になりますので、次年度以降も支援が必要であれば「はとふる補助」に申請することができます。

Q9. 活動エリアは、限定がありますか？

活動エリアは、久留米市をエリアとした活動になります。小学校区単位の活動は、校区社会福祉協議会の活動に重複しますので対象になりません。校区内での活動は、校区社会福祉協議会にご相談下さい。